

函 子 子

令和 7 年 (2025 年) 4 月 18 日

民生常任委員会委員 様

子ども未来部長

参考資料の配付について

このことについて下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

公金の不適切な事務処理について

（子ども未来部子育て支援課
電話 21-3269）

公金の不適切な事務処理について

本市の児童扶養手当返還金収入に係る過誤納金の還付手続きにおいて、不適切な事務処理があったことが判明した。

1 概要

令和5年11月、担当職員は、受給資格停止に伴い発生した児童扶養手当返還金の請求にあたり、受給資格者A氏からの申出により、10回の分割による納入通知書を送付したが、10回目の納入通知書に誤って本来より20円過大な返還金額を記載していたことから、A氏はそのまま支払ったところである。

令和6年8月、A氏の支払いの過誤を把握した担当職員は、A氏に過誤納金を還付するにあたり、本来行うべき伝票処理による手続きをとらず、独自の判断により、地方自治法上認められていない私費による公金の立替払を行った。

令和7年4月11日（金）、別の職員が児童扶養手当返還金に係る過年度分の滞納繰越処理を行う際に、収入済額が調定額より20円多いことに気づき判明したものである。

2 過誤請求額等

	【正】	【誤】	【過誤】
請求額	20,200円	20,220円	20円
収入額	20,200円	20,220円	20円

3 原因

児童扶養手当返還金収入に係る分割納付の納入通知書については、専用のエクセル様式により作成しているが、その際に返還金額の入力誤りがあったほか、当該担当職員のみの確認で作成・送付していたこと、また、当該担当職員が私費による公金の立替払は認められていないことは認識していたものの、過誤納金が少額であったことや、還付手続には一定程度の期間を要することを考え、上司等に報告・相談することなく、独自の判断により対応したことによるものである。

4 今後の対応

A氏に対し、令和7年4月16日（水）に経緯を説明したうえで謝罪し、今後、速やかに過誤納金の還付処理を行う。

5 再発防止策

正確な事務作業と複数人による確認作業とともに、適切な歳入歳出処理を行うほか、事務処理誤りなどがあった場合には、速やかに上司等に報告・相談するよう職員に周知・徹底を図る。